

**平成28年
運輸安全マネジメントに関する取組み**

平成28年4月
J-ロジテック株式会社

目 次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	3頁
2. 平成28年安全方針	3頁
3. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他組織体制	3頁
4. 統括安全責任者	3頁
5. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況	4頁
6. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	4頁
7. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置	4頁
(1)平成27年に講じた措置	4頁
(2)平成28年に講じようとしている措置	7頁
8. 交通事故防止への取り組み	9頁
9. 輸送の安全に関する内部監査	10頁
10. 法令による通知・措置	10頁

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保のため、法令遵守、安全最優先、継続的改善に社長をはじめ

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、輸送の安全に関する社員の声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全社員に徹底する。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実施するとともに、安全対策を継続的に見直し、全社員が一丸となり、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

2. 平成28年安全方針

基本理念	「安全は全てに優先する」
目標	『安全トリプルゼロの達成』 重大災害 ゼロ 転落災害 ゼロ 商品落下事故 ゼロ 『労災隠し撲滅』
活動方針	1. 本気でやろうワースト10活動(直/協を含めたりスク低減) 2. 職場課題の共有化(始業ミーティングの充実) 3. 交通事故の防止(運輸安全マネジメントの推進) 4. 契約外作業の安全化 5. 安全教育の継続と充実 6. 心と体の健康作り推進
重点実施事項	・本気でやろうワースト10活動 ・職場課題の共有化 ・交通事故防止 ・契約外作業の安全化 ・体力機能測定と指導、ストレスチェックの実施

【方針の周知】

- ・安全方針は、事務所、詰所等の社員・乗務員が目にする場所に掲示する。
- ・コンプライアンス(法令遵守)の徹底を、社内報、会議ミーティング、研修等を活用して推進する。
- ・毎月の定例会議等にて、安全成績、活動実績を開示する。
- ・関係会社・協力会社が一体となって、輸送の安全に関する活動を推進する。

3. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他組織体制

【別紙1】、【別紙2】のとおり

4. 統括安全責任者

取締役 陸運事業部長 高橋 美幸

5. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

◇交通事故件数の推移

事故種別	H23		H24		H25		H26		H27	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
人身事故	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%
物損事故	1	7.7%	0	0.0%	3	14.3%	3	15.8%	3	20.0%
静止物接触事故	1	7.7%	0	0.0%	3	14.3%	3	15.8%	3	20.0%
車両接触事故	5	38.5%	10	52.6%	7	33.3%	7	36.8%	3	20.0%
バック静止物接触事故	4	30.8%	5	26.3%	6	28.6%	3	15.8%	4	26.7%
バック車両接触事故	3	23.1%	2	10.5%	5	23.8%	4	21.1%	2	13.3%
被害事故※	0	0.0%	2	10.5%	0	0.0%	2	10.5%	2	13.3%
発生件数合計	13	100.0%	19	100.0%	21	100.0%	19	100.0%	15	100.0%
有責事故件数計	13		17		21		17		13	

※被害事故とは当方過失ゼロの事故

(2)平成28年目標

・人身事故0件、物損事故7件以下

事故種別	H27	H28目標	削減数
人身事故	1	0	1
物損事故	3	2	1
静止物接触事故	3	2	1
車両接触事故	3	2	1
バック静止物接触事故※	4	2	2
バック車両接触事故※	2	1	1
合計	13	7	6

※平成27年より公道以外のバック事故も管理対象とする

6. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成23～26年総件数 0件
平成27年 1件

7. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1)平成27年に講じた措置

【安全に関する設備投資】

①新型車両導入による安全対策の促進

新車導入に伴い、衝突軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、駆動力制御装置等を搭載し、運行の安全性向上を図りました。

②転落防止設備「おちない君」の協力会社への展開と自社車両の老朽更新

荷台上的作業における転落リスクを低減するための「おちない君」を協力会社へ展開し安全性の向上を推進しました。

③車両の左折巻き込み防止対策

左折時における事故防止対策として、全車両にアナンシエータ(音声警報)を設置するとともに注意喚起ステッカーを車両に貼付けしました。

④熱中症防止対策

作業場所を再点検して冷蔵庫・スポットクーラー等必要な設備を設置し、熱中症防止対策に取り組みました。

【安全に関する施策】

①研修・教育の実施

・陸運協力を発足(6月)させ、自社及び協力会社が一体となり、安全ならびにCS/QAレベル向上を図りました。

・経営者研修 大型車両関連法令に関する研修会を実施しました。(2回実施)

・管理者研修 安全CS/QA乗務員教育に関する研修会、車両技術、関連法令等の有益な知識習得のための研修会を実施しました。(3回実施)

・乗務員研修 各社管理者により、事故防止教育、CSQA教育を実施しました。(3回実施)

・管理者への運輸安全マネジメント研修を実施

外部講師を招聘し、自社役員、管理監督者、安全担当者並びに協力会社経営者を対象にヒューマンエラーによる事故防止研修会を実施しました。(平成27年2月2日実施)



〔講師〕

(株)安全マネジメント研究所代表取締役
工学博士 石橋 明 氏

〔テーマ〕

『ヒューマンエラーと事故防止の取組み
—大型車の安全運行に向けて—』

・NASVA殿運輸安全マネジメント評価審査の受審(平成27年6月4日、5日)

国交省のガイドライン項目に沿い、当社の安全管理体制について審査を受け、経営トップが主体的かつ積極的に活動に関与していること、風通しの良い職場環境の構築に向けたコミュニケーションの活性化を図っていること及びリスク情報の収集・活用に関し積極的に取り組んでいること等について良好な評価を受けました。また、安全衛生管理規定の見直しと内部監査の仕組み作りを助言され、各々の改善を図りました。

・ひたちなか安全運転センターでのドライバー研修への参加(継続)

大型車両ドライバーを対象に社外研修に参加させ、技能・意識の向上を図りました。

・階層別安全教育の実施(継続)

経験年数別(経験10年未満、10年以上)にポイントを絞り、安全教育を実施しました。

・乗務員の技能競技会の実施(継続)

自社、協力会社合同のバック事故防止技能競技会にて、基本技能の習得並びに下車確認の意識向上を図りました。

・添乗教育の実施(継続)

新入社員、事故惹起者を対象に職責による添乗教育を実施します。運転技能の基本動作をチェックし安全運転の技能レベルの向上を図りました。

- ・安全大会による啓蒙活動(継続)
1月(年初)、7月(安全週間)に経営トップから全社員に安全講話を行ない、全社員が一丸となって安全活動に取り組みました。



②健康管理

- ・定期健康診断の完全実施
定期健康診断(乗務員2回/年)を確実に実施し、乗務員の健康管理を徹底しました。
- ・産業医による保険個別指導の実施
健康診断による有所見者に対し、医師への受診を促進。長期療養者の復帰に際しては、産業医による保険個別指導を実施し、健康状態の管理を徹底しました。
- ・体操による体力維持、腰痛の防止
始業前にアクティブ体操を実施し、体力の維持と腰痛の防止を図りました。
- ・熱中症対策の推進(継続)
WBGTによる作業場の環境測定を行ない、適切な連続作業時間と休憩時間を設定。また、作業場にミネラルウォーターを常備しました。

③労働時間管理(継続)

自社開発した「運行管理システム」を用いて、拘束時間・運転時間の管理を行っています。システムは全社員閲覧可能であり、月次定例会議にて実績を社長以下全社員で共有し、全社員で改善基準違反防止に取り組んでいます。

- ・拘束時間管理
データをシステムに取り込み、日々の拘束時間を把握することにより、改善基準を遵守し、過労運転防止を図りました。
- ・運転時間管理
拘束時間管理同様にデジタコデータをシステムに取り込み、連続運転時間、1日の運転時間、前後2日平均の運転時間を管理して適切な配車計画と運行により過労運転防止を図りました。
- ・休息期間管理
入力された点呼時刻から、休息期間を判定し、8時間以下の場合システムが警告を発する仕組みにて、休息期間違反による過労運転を防止しました。

④安全運転意識の向上

- ・終業点呼時、デジタコからの安全日報を基に点呼者と1日の運転状況を反省し改善を図りました。
- ・適性診断テストを計画的に受診させて、その結果に基づき個別指導を実施しました。
- ・運転記録証明書を取り寄せ、事故・違反実態を把握し、個別指導を行いました。
- ・自社ドライブレコーダーに記録された映像を集約し、事故防止、ヒヤリハット教育を実施しました。
- ・職責(作業長、班長)を中心に実際の事故事例を用いた小集団活動(KY)の実施しました。
- ・各種教育用DVDを使用し、安全運転意識の向上を図りました。
- ・無事故表彰(1回/半年)制度により、安全運転意識の高揚を図りました。
- ・お客様情報マップの充実に取り組み、全従業員に注意喚起を行いました。
- ・統括安全責任者を中心とした現場の安全パトロールを行い、危険箇所の改善を図りました。(1回/月)

(2)平成28年に講じようとしている措置

【安全に関する設備投資】

- ①新型車両導入による安全対策の促進
新車導入に伴い、衝突軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、駆動力制御装置等を搭載し、運行の安全性向上を図ります。
- ②デジタルタコグラフの更新
老朽化しているデジタルタコグラフの更新を実施します。(更新に合わせて、ドラレコ一体型に変更)
- ③転落防止設備「おちない君」の改良
荷台上の作業における転落リスクを低減するための「おちない君」を、安全性を高めるためにベルトタイプからネットタイプに改良するとともに改良版を自社・協力会社へ展開し安全性の向上を図ります。
- ④積付け・固縛状況の第三者による確認100%化
第三者が、積付け・固縛状況が作業基準に適合しているかの確認を100%実施し、運行の安全性を向上させます。
- ⑤社有車へのドラレコ導入
社有車(乗用車)にもドラレコを設置し、運行の安全性向上を図ります。
- ⑥熱中症防止対策
作業場所を再点検して冷蔵庫・スポットクーラー等必要な設備を設置し、熱中症防止対策に取り組めます。
- ⑦洗車場の設置について
乗務員休憩所の脇に、2台分の洗車場を設置します。作業環境を整え、乗務員の4S意識の向上を図ります。
- ⑧備品倉庫付き作業台の設置について
車庫内に、作業台上にスタンを収納できる倉庫を取り付けます。荷台上で段取りをする際にスタンを持ちながら階段を昇降することがなくなり、躓き転倒リスクを軽減することができます。

【安全に関する施策】

- ①研修・教育
 - ・陸運協会活動
自社及び協力会社が一体となり、安全ならびにCS/QAの水準向上を目的に、各社間の交流を密にし諸活動を管理者研修会で推進させていきます。
- | | |
|-------|---|
| 経営者研修 | 社会情勢、環境変化に対応した研修会を実施します。 |
| 管理者研修 | 安全CS/QA乗務員教育に関する研修会、車両技術、関連法規等の有益な知識習得のための研修会を実施します。 |
| 乗務員研修 | <ol style="list-style-type: none">1)乗務員安全運転研修
外部講師を招聘し、座学と実技による乗務員安全運転研修を実施します。2)スタンダードマニュアル改定版による教育
乗務員に求められる基本的な作業心得をマニュアル化したものを、自社乗務員、協力会社へ配布し、安全・CS/QA意識を高める活動を行います。 |

- ・ひたちなか安全運転センターでのドライバー研修への参加(継続)
大型車両ドライバーを対象に社外研修に参加させ、技能・意識の向上を図ります。
- ・階層別安全教育の実施(継続)
経験年数別(経験10年未満、10年以上)にポイントを絞り、安全教育を実施します。
- ・乗務員の技能競技会の実施(継続)
自社、協力会社合同のバック事故防止技能競技会にて、基本技能の習得並びに下車確認の意識向上ため、バック事故防止技能競技会を実施します。
- ・添乗教育の実施(継続)
新入社員、事故惹起者を対象に職責による添乗教育を実施します。運転技能の基本動作をチェックし、安全運転の技能レベルの向上を図ります。
- ・安全大会による啓蒙活動(継続)
1月(年初)、7月(安全週間)に経営トップから全社員に安全講話を行ない、全社員が一丸となって安全活動に取り組みます。

②健康管理

- ・定期健康診断の完全実施
定期健康診断(乗務員2回/年)を確実に実施し、乗務員の健康管理を徹底します。
- ・産業医による保険個別指導の実施
健康診断による有所見者に対し、医師への受診を徹底させます。長期療養者の復帰に際しては、産業医による保険個別指導を実施し、健康状態の管理を徹底します。
- ・体操による体力維持、体力機能測定と指導、ストレスチェックの実施
始業前にアクティブ体操を実施し、体力の維持と腰痛の防止を図ります。
- ・熱中症対策の推進(継続)
WBGTによる作業場の環境測定を行ない、適切な連続作業時間と休憩時間を設定。また、作業場にドリンクを常備し、熱中症災害ゼロを目指します。

③労働時間管理(継続)

- ・拘束時間管理
データをシステムに取込み、日々の拘束時間を把握することにより、改善基準を遵守し、過労運転を防止します。
- ・運転時間管理
拘束時間管理同様にデジタコデータをシステムに取込み、連続運転時間、1日の運転時間、前後2日平均の運転時間を管理して適切な配車計画と運行により過労運転を防止します。
- ・休息期間管理
入力された点呼時刻から、休息期間を判定し、8時間以下の場合システムが警告を発する仕組みにて、休息期間違反による過労運転を防止します。

④安全運転意識の向上

- ・終業点呼時、デジタコからの安全日報を基に点呼者と1日の運転状況を反省し改善を図ります。
- ・適性診断テストを計画的に受診させて、その結果に基づき個別指導を実施します。
- ・運転記録証明書を取り寄せ、事故・違反実態を把握し、個別指導を行います
- ・自社ドライブレコーダーに記録された映像を集約し、事故防止、ヒヤリハット教育を実施します。
- ・職責(作業長、班長)を中心に実際の事故事例を用いた小集団活動(KY)の実施します。
- ・各種教育用DVDを使用し、安全運転意識の向上を図ります。
- ・無事故表彰(1回/半年)制度により、安全運転意識の高揚を図ります。
- ・お客様情報マップの充実に取り組み、全従業員に注意喚起を行います。
- ・統括安全責任者を中心とした現場の安全パトロールを行い、危険箇所の改善を図ります。(1回/月)

8. 交通事故防止への取り組み

(1)平成27年活動実績

①陸運協力会活動

- ・陸運協力会管理者研修で外部講師による「交差点事故防止教育」を実施しました。(9月～10月)

②車両の特性教育【座学教育】

- ・左折時の巻き込み防止対策として、死角確保についての座学教育を実施しました。(12月)

③車両の安全性を高める設備の追加

- ・左折時における事故防止対策として、全車両にアナウンスエータ(音声警報)を設置し、注意喚起ステッカーも車両に貼付しました。(12月)

(2)平成28年の取組み

①車両の特性教育【実技教育】(1月～2月)

- ・実技教育で直線・左折時の死角、ミラーの適性位置について確認・教育を実施しました。

②乗務前点呼状況等の一斉点検(1月)

- ・運行業務が、関係法令を遵守し、安全な輸送が確保されてるか一斉点検を実施しました。

③陸運協力会活動

- ・陸運協力会運行管理者研修で外部講師を招聘し、乗務員を対象にした安全運転研修「交差点左折時の死角」を実施し、安全意識を高める取組みを行ないます。

④乗務員の健康管理の推進

- ・乗務員の健康診断及び適性診断については、フォローが的確に行われるよう社内ルールの整備を推進します。

・SAS(睡眠時無呼吸症候群)対応の強化

- 既実施の簡易検査に基づき要所見者に対するチェックとフォローをしました。(1月実施)
- 新入社員は、入社時に検査を実施します。また、定期検査として3年毎に簡易検査を実施しフォローします。

9. 輸送の安全に関する内部監査

(1) 平成27年活動実績

期間 : 平成27年9月～平成28年1月

監査対象 : 千葉陸運部、京浜陸運部、東京陸運部、東北陸運部

監査内容 : 「平成27年に講じようとしている措置」の実施状況の監査

監査結果 「安全に関する設備投資」、「安全に関する施策」の30項目について概ね実施出来ているが下記の3項目については規程を作成すること。

- ①健康診断の有所見者に対する規程
- ②適性診断結果に対する規程
- ③SAS検査結果に対する規程

(2) 平成28年活動計画

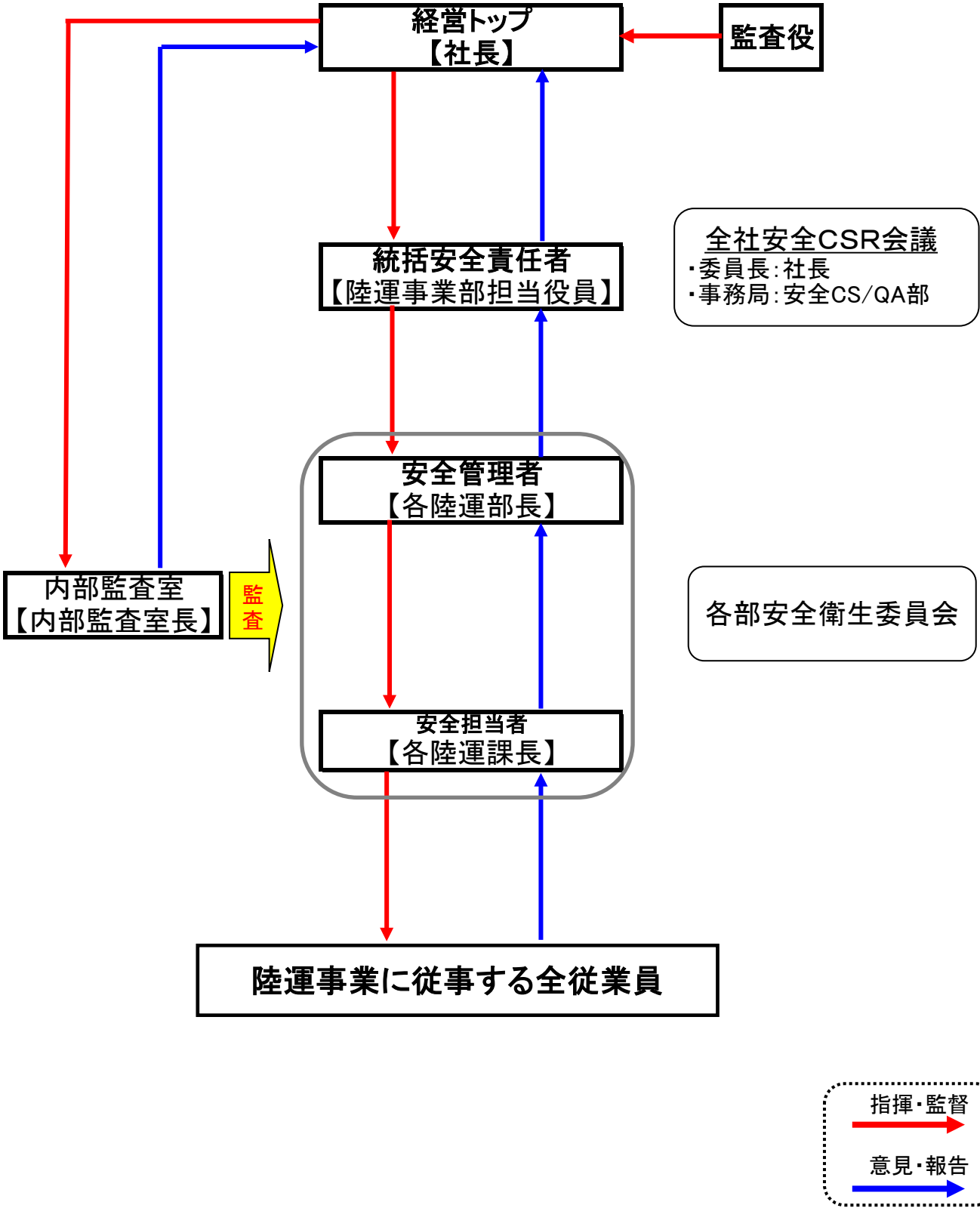
平成28年「輸送に講じようとしている措置」の監査をする。

10. 法令による通知・措置

平成23～27年 行政処分無し

以上

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



事故・災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則第2条事故

1.事故速報(24時間以内)

2.事故報告書(30日以内)

